

# 一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する浄化センターで使用する電力調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 9 章第 6 節、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 5 章第 6 節及び京都府会計規則（昭和 46 年京都府規則第 3 号）第 7 章の規定により行うものとしている。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達の名称及び数量

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式
- イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式
- ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式

### (2) 契約書及び仕様等

本入札における契約事項及び仕様等は、別添電力需給契約書及び仕様書によるものとする。

### (3) 調達施設及び調達期間

#### ア (1)のアに係る調達

洛西浄化センター

長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

#### イ (1)のイに係る調達

木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場

相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地ほか

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

#### ウ (1)のウに係る調達

##### (ア) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子 10

令和 2 年 4 月 9 日から令和 3 年 4 月 8 日まで

##### (イ) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代 195-4

令和 2 年 4 月 8 日から令和 3 年 4 月 7 日まで

##### (ウ) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀 2158-7

令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日まで

##### (エ) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱 1967-1

令和 2 年 4 月 17 日から令和 3 年 4 月 16 日まで

##### (オ) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630-2

令和2年4月11日から令和3年4月10日まで

(カ) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41-3

令和2年4月22日から令和3年4月21日まで

## 2 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。） の交付期間、場所等

(1) 交付期間

令和元年12月6日(金)から令和元年12月27日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075)-954-1877

ファックス番号 (075)955-2224

(3) 入手方法

原則として、(1)の期間に、京都府流域下水道事務所のホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/ryuiki/>) からダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(2)の場所に問い合わせること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成31年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(平成31年京都府告示第16号)に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次の業務種別に登録されているものであること。  
大分類「燃料類」－小分類「電力」
- (3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、平成31年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。
- (4) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書（別記様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

2の(1)に同じ。

(2) 提出場所

2の(2)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 確認資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

イ 「京都府の電力調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、平成31年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けたことを証する書類。

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類

エ 電力供給実績調書（別記様式2）

\*電力供給実績については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類が同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数件以上記載すること。

オ 電力需給約款等

カ 取引使用印鑑届（別記様式3）

キ 委任状（別記様式4）

\*権限を営業所長等に委任する場合

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する費用は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(7) 資格審査申請書の提出場所及問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札管理・物品調達担当  
電話番号(075)414-5428

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和元年12月13日(金)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。ただし、本年度に京都府が実施した特定調達契約に係る電力調達の一般競争入札に参加することを認められたものは、それを証する書類の提出により、(イ)の提出書類に替えることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及問合せ先  
2の(1)と同じ

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」についてのホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和元年12月13日(金)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(7) 一般競争入札参加資格審査結果通知

一般競争入札参加資格審査の結果は、申請書を提出した者に令和2年1月8日(火)までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

## 5 質問回答

(1) 質問については、質疑書(別記様式5)に要点を簡潔かつ明確に記載し、令和2年1月17日(金)正午までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。

(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答については、令和2年1月24日(金)までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

## 6 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

ア 1の(1)のアに係る入札

令和2年1月31日(金)午後1時30分

イ 1の(1)のイに係る入札

令和2年1月31日(金)午後2時30分

ウ 1の(1)のウに係る入札

令和2年1月31日(金)午後3時30分

(2) 場所

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所北会議室

## 7 入札方法

(1) 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式7)を提出しなければならない。また、入札書には入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しておかなければならない。

(3) 入札書(別記様式6)は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び「○○流域下水道○○○浄化センター電力調達」と記入し、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(6) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(7) 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

ア 次に該当する者は、再度入札することはできない。

a 無効の入札をした者

b 当初の入札に出席していない者

イ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

ウ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

(8) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

(9) 落札の決定は、下記13により単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

(10) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。

(11) 入札に際しては、入札書に記載する金額の積算が分かる内訳書を併せて提出すること。内訳書の様式は自由であるが、基本料金、電力量使用料金、燃料費調整額が分かるもので、合計額は入札書に記載する額に一致させること。

なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

(12) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。

(13) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認できる書面を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(14) 郵送による入札書及び内訳書の提出期限及び取り扱い

ア 入札書(別記様式6)及び内訳書を郵送する場合は、2の(2)の場所に書留で令和2年1月30日(木)午後4時までまでに必着のこと。

入札通知書に表示した入札時刻を過ぎて到着した入札書は無効とする。この場合の到着とは、府において郵便局職員から当該郵便物を職員が受領したときをいう。

イ 入札書及び内訳書等は、次により郵送するものとする。

(ア) 入札書に必要事項を全て記入し、「入札書」と記載して封筒に入れ、封印するとともに内訳書、燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等)に関する資料(電力需給約款の写しでも可)及びその他の割引がある場合にはその算定方法に関する資料を入札書とは別の封筒に入れ、「内訳書等」と記載して封印し、二つの封筒を合封し、表封筒に「〇月〇日開札〇〇流域下水道〇〇浄化センター電力調達 入札書及び内訳書等在中」と朱書するとともに、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。また、資格審査結果通知書の写しを同封すること。

(イ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状(別記様式7)を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

## 8 落札者の決定方法

(1) 京都府流域下水道事業会計規程(平成31年京都府公営企業管理規程第2号)第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、本件入札に係る落札者の決定は、令和2年度予算の京都府府議会の議決を条件とし、令和2年4月1日付けで行うこととする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き、落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 9 無効

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- (6) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- (7) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- (9) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

## 10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## 12 入札の執行

この入札に係る令和2年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。

ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

### 13 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す予定使用電力量に基づき入札者の積算式により算出するものとし、併せて内訳書を提出すること。落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

また、積算に当たり用いた(1)、(2)に係る単価及び(1)から(3)及び(5)に係る算出式については落札決定後も適用する。

※入札価格の算定に当たっては、消費税率 10 パーセントを前提とした単価を用いること。

- (1) 基本料金(円/kW)
- (2) 電力量料金(円/kWh)
- (3) 燃料費調整額は、入札月の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元を通年で用いて積算する。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は「0円/kwh」として積算する。
- (5) その他の割引

### 14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (2) この調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (3) 令和 2 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき予算が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (5) 入札金額の積算根拠を示す資料、燃料費調整額の算定方法（基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等に関する資料（電力需給約款の写しでも可））及びその他の割引がある場合にはその算定方法に関する資料を入札書と同時に提出すること。  
なお、積算根拠書類は返却しない。